

匿名加工情報によるレセプト等データの 第三者提供等に関するガイドライン

令和4年4月26日

全国健康保険協会

目 次

1. 本ガイドラインの趣旨及び目的	2
2. 匿名加工情報等の第三者提供基準	3
1) 提供先	3
2) 提供基準	3
3) 利用期間	3
4) 手数料	4
5) その他	4
3. 匿名加工情報等の第三者提供手順	4
1) 提供前の手続き	5
2) 提供時の手続き	5
3) 提供後の手続き	6
4. 匿名加工情報の作成方法	6
1) 特定の個人を識別することができる記述の加工	6
2) 個人識別符号の加工	7
3) 情報を相互に連結する符号の加工	7
4) 特異な記述の加工	7
5) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置	7
5. 匿名加工情報の作成及び提供時の公表方法	10
1) ホームページの掲載場所	10
2) ホームページの掲載内容	10
3) ホームページの掲載期間	10
6. 匿名加工情報等を用いた分析成果	12
1) 分析成果の提供・公表	12
2) 本部報告	13
改定履歴	13
別紙：	13
参考：関連する法律、規程等	14

1. 本ガイドラインの趣旨及び目的

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の改正（平成 29 年 5 月 30 日施行）に伴い、病歴、健診結果等が含まれる全国健康保険協会（以下「協会」という。）のレセプト・健診データ等（以下「レセプト等データ」という。）は「要配慮個人情報」とされ、その取扱いが厳格化されるとともに、新たに、本人同意を要しないで第三者提供が可能となる「匿名加工情報」が明確化された。

個人情報を第三者へ提供する場合は、図 1 に示すように、原則として本人同意を要することは従来どおりである。法においては、この例外として、「法律に基づく場合」、「業務委託の場合」、「共同利用の場合」を定めている。これらに加え、匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる情報であり、これ自体が個人情報に該当しないことから、本人同意を得なくとも第三者への提供が可能となるものである。

協会は、加入者・事業所の個人情報を適正に管理したうえで、事業を実施するとともに調査分析を行い、その分析結果に基づく各種健康保険事業により、加入者の健康増進や医療費の適正化に取り組んでいくことが求められている。

加えて、地域の保健医療施策を推進する保険者協議会、都道府県及び市区町村との連携や共同事業等の取組に当たり、協会が保有するレセプト等データの利活用の重要性もより一層高まってきているところであり、保険者協議会、都道府県及び市区町村等との共同研究や共同事業の取組を推進していくこととしている。

こうした状況の中で、匿名加工情報によるレセプト等データの第三者提供等に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）では、協会が保有するレセプト等データの第三者への提供に関し、法及び全国健康保険協会個人情報管理規程に基づき、匿名加工情報の具体的な加工方法及び提供に当たっての具体的な手順を示すこととし、その他必要な事項について定めるものである。

※ 本ガイドラインにおいて「匿名加工情報等」とは、「匿名加工情報」及び「10 未満の集計単位を含む集計値」を指す。

図 1 個人情報の第三者提供の概要

原則	個人情報を第三者に提供する場合は、本人同意が必要	個人情報が含まれる形での提供可
例外	1. 法律に基づく場合（原則の適用が除外される） 2. 業務委託、共同利用（提供先が第三者に該当しない）	個人情報が含まれる形での提供可
個人情報保護法の改正（平成 29 年 5 月 30 日施行）により		個人情報を含まない「匿名加工情報」での提供が明確化
		個人情報を含まない形での提供可

2. 匿名加工情報等の第三者提供基準等

協会は保険者として加入者の利益を最優先して事業に取り組むことが必要であり、匿名加工情報等の提供についても利用目的や作業量を十分考慮しなければならない。このため、匿名加工情報等を提供する第三者の範囲等については以下のとおりとする。

1) 提供先

- (1) 保険者協議会
- (2) 都道府県及び市区町村
- (3) 医療保険者及び医療保険者が法律に基づき設立した法人（以下「医療保険者等」という。）
- (4) 大学等研究機関（以下「大学等」という。）

2) 提供基準

1) の提供先に匿名加工情報等を提供する場合は、以下の基準をすべて満たしていることとする。

- (1) ①提供先が保険者協議会、都道府県、市区町村及び医療保険者等の場合は、提供データの利用目的が、都道府県及び市区町村が行う医療行政又は住民、医療保険加入者の健康増進や医療費適正化のための分析や事業への活用であること。

ただし、厚生労働省が構築しているレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）の利用では支障が生じる充分な理由がある場合に限る。

【NDBの利用では支障が生じる具体例】

- ・ 医療機関の所在地ではなく、被保険者の住所地で集計する必要がある場合。
- ・ できるだけ直近に受診した者の健診データが必要な場合。
- ・ 緊急かつ重要度の高い案件で、NDBの利用申請審査及び提供を待つ時間がない場合。

- ②提供先が大学等の場合は、協会と共同研究を行う場合又は、データ提供の必要性が特に高いと認められる場合であること。なお、匿名加工情報等を提供して実施する共同研究については、本部から支部に提供する「現状評価・課題・重点施策シート」に記載している課題や予め支部が実施した分析等により把握した課題の解決に資するものに限る。

(2) 分析を実施する上での研究目的や方法、期待される成果が明確であること。

3) 利用期間

利用期間は、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン（厚生労働省作成 令和2年10月（令和4年4月改正）」）に準拠し、最大2年間とする。

なお、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長が必要な場合は、下記3. 3)

(1) の手続きにより、延長できることとする。

4) 手数料

(1) 匿名加工情報等の提供先から次の①又は②の額を手数料として徴収する。

①協会職員が匿名加工情報等の作成を行った場合は、作成に要した時間に応じた「作業に係る実費相当※1」

②外部業者へ匿名加工情報等の作成業務を委託した場合※2は「匿名加工情報の作成にかかる委託費用相当」

(2) 当該提供データによる分析成果が協会の事業に資すると認められる場合は、(1)によらず手数料を徴収しないことができる。

※1 2,157円(主任(3級)が超過勤務時間に作業したものとして算出される単価を踏まえた額)×所要作業時間を基礎とする。(全国健康保険協会職員給与規程 第17条、第20条、第21条)
(超過勤務時間単価の算出方法: (本給の月額+地域手当)×12/年間所定労働時間数×1.25)

※2 匿名加工情報等を作成する際、協会システムや業務に多大な負荷がかかる等の理由がある場合に限る。

【協会の事業に資するものの具体例】

- ・本部から毎年度提供している「市区町村別標準化該当比計算シート」を保険者協議会に提供し、国保と協会加入者の特定健診での有所見率を年齢調整したうえで市区町村単位での傾向を把握し、地方自治体と連携しながら加入者の健康づくり等の推進を行う事業(従来は、10未満の値を国保連へ提供できなかったため、小規模の町村レベルでの傾向を把握できなかった)。
- ・保険者協議会で各保険者がデータを持ち寄り、都道府県全体の健康状態を分析し、保険者協議会で連携しながら加入者の健康づくり等の推進を行う事業。
- ・市区町村ごとに集計したデータを使用し、都道府県と共同で特定地域住民の健康状態を分析して健康対策を図る事業。

5) その他

提供先の優先度については、協会の統計システムの処理能力や人員体制には限りがあることから、加入者や事業主の利益への影響度を勘案することとする。

3. 匿名加工情報等の第三者提供手順

匿名加工情報等は、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であるものの、元となるデータが「要配慮個人情報」であることから、慎重な取扱いを要する。極めて限定されている傷病名や診療行為等から特定の個人の識別又は個人情報の復元につながる恐れある場合が想定されることから、提供するデータは利用目的を明確にし、提供するデータ項目は利用目的を達成するための必要最小限に留めることとし、必ず支部

で精査すること。特に、「レセプトデータの全て」等の包括的なデータ提供依頼の場合、全てのデータ項目を提供する必要があるか十分に検討すること。

1) 提供前の手続き

(1) 提供先及び利用目的等の本部への確認

提供先及び利用目的等について、別紙1「匿名加工情報等の第三者提供確認書」により本部へ報告する。本部では提供先や利用目的等が、2. に該当しているか否かを確認する。

(2) 提供先との覚書の締結

提供先と別紙2「匿名加工情報等の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」という。）を取り交わすこと。

また、併せて覚書の様式1「データの取扱いに係る届出」を徴取すること。

覚書には提供データが匿名加工情報であること又は集計値であること、提供データの利用目的、データ項目、データ範囲（データの年月、対象年齢、対象居住地等）、安全管理措置、再委託の禁止、データの返却及び消去、著作権その他知的財産権の取扱い、データ削除等の報告並びに成果の公表等（公表形式の基準を含む。）について必ず記載すること。

なお、覚書の有効期限の自動更新は認められない。

(3) レセプト等データの匿名加工処理

レセプト等データの匿名加工処理は「4. 匿名加工情報の作成方法」を参照し、原則協会で行うものとする。ただし、協会で匿名加工処理が困難な場合は、外部業者に委託できる。

(4) 匿名加工情報の作成及び提供時の公表

匿名加工情報（集計値を除く。）を作成及び第三者へ提供する際は、「5. 匿名加工情報の作成及び提供時の公表方法」を参照し、あらかじめホームページに匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法を掲載すること。

2) 提供時の手続き

(1) 匿名加工情報等の受け渡し

匿名加工情報等を提供先へ受け渡す際は、紙又は電磁的記録媒体を使用し、職員による直接持ち込み又はセキュリティ便等による安全な運搬方法により行うこと。

なお、提供後、別紙3「匿名加工情報等の受領書」を提供先より受け取ること。

(2) 分析業務の再委託

提供先からの分析業務の再委託は、原則禁止とする。ただし、再委託しなければならないやむを得ない事情がある場合は、事前に書面にて申立てをさせ、本部に確認すること。また、データ提供先は再委託先と、協会とデータ提供先が結ぶ覚書と同等の覚書や契約書を結ぶことを条件とする。

【再委託しなければならないやむを得ない事情の具体例】

- ・ 取り扱うデータが膨大で、提供先のシステムでは処理しきれない場合。
- ・ データ分析にあたり、高度に専門的な分析技術が必要な場合。

3) 提供後の手続き

(1) 匿名加工情報等の利用期間の延長

提供先が匿名加工情報等の利用期間の満了日の2ヶ月前までに別紙4「匿名加工情報等の利用期間延長依頼申出書」を提出した場合、利用期限までに利用目的を達成できないやむを得ない合理的な理由がある場合は、利用期間の延長ができる。利用期間の延長については、延長理由等を考慮し、協会と提供先において協議の上、2年以内の範囲内で決定し、文書を取り交わすこと。

(2) 分析成果の提供・公表

提供先が作成した分析成果の提供を受けること。また、提供先が分析成果を公表する際は、事前に公表物の提供を受けること。詳細は「6. 匿名加工情報等を用いた分析成果について」を参照すること。

(3) 使用後の匿名加工情報等の返却及び消去

提供先は匿名加工情報等の使用後又は利用期間満了後、提供を受けたデータ、複製したデータ及び中間生成物を、所定の期日までにすみやかに返却及び消去を行うこと。データ消去の証明として、別紙5「匿名加工情報等のデータ措置報告書」の提供を受けること。

4. 匿名加工情報の作成方法

法第43条第1項において、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工しなければならないと規定されている。これを踏まえ、以下の手順で加工処理を行うこと。

また、以下に記載している手順に加え、分析する上で支障がない場合は、別表を参考に加工することが望ましい。

1) 特定の個人を識別することができる記述の加工

レセプト等データに、「郵便番号」「生年月日」「年齢」「受診日」「健診受診日」「保健指導年月日」が含まれる場合は、次のように加工する。

郵便番号	削除、又は、市区町村名に置き換える
生年月日	削除、又は、日を削除し生年月に置き換える (分析する上で支障がない場合は、5歳刻み、10歳刻み等の

	区分に置き換える)
年齢	分析する上で支障がない場合は、5 歳刻み、10 歳刻み等の区分に置き換える
受診日 健診受診日 保健指導年月日	削除、又は、日を削除し年月に置き換える

2) 個人識別符号の加工

レセプト等データに、「事業所記号」「被保険者番号」「被扶養者番号」が含まれる場合は、次のように加工する。

事業所記号 被保険者番号 被扶養者番号	削除、又は、ハッシュ値に置き換える
---------------------------	-------------------

3) 情報を相互に連結する符号の加工

レセプト等データに、「医療機関コード」「レセプト番号」「レセプト識別番号」「レセプト整理番号」「健診機関コード」が含まれる場合は、次のように加工する。

医療機関コード レセプト番号 レセプト識別番号 レセプト整理番号 健診機関コード	削除、又は、ハッシュ値に置き換える
--	-------------------

4) 特異な記述の加工

レセプト等データに、一般的に見て極めて特異な検査値、症例数が極めて少ない疾病等が含まれる場合は、次の例のように加工する。

なお、特異な記述かどうかは、レセプト等データに含まれる対象者等によって異なるため、判断に迷う場合は個別に本部へ相談すること。

例 1) 体重が 120kg の者を削除、又は「120kg 以上」と置き換える。

例 2) 年齢が 75 歳の者を削除、又は「75 歳以上」と置き換える。

例 3) 収縮期血圧が 180mmHg の者を削除、又は「180mmHg 以上」と置き換える。

例 4) 主傷病名が「HIV 感染症」の者を削除する。

5) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

レセプト等データを 4. 1) から 4) の手順により匿名化処理をした場合であっても、加工前のレセプト等データが要配慮個人情報であることを踏まえると、加工後においても慎重な取扱いが必要である。そのため、加工後のレセプト等データが、特定の個人を識別することが可能な状態、あるいは元の個人情報を復元できる状態になっていないか厳

重に確認しなければならない。

特に、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、他のデータとの結合や経年的に蓄積されたことにより識別される恐れがある場合等については、別表の手法などにより、適切な加工を行う必要がある。

例) 同一区域内における受診・健診履歴の蓄積等により、個人を推定し得る場合、その情報を削除する。

別表 匿名加工情報の加工に係る手法例（参考）

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、市区町村を二次医療圏に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、70歳以上の数値データを「70歳以上」というデータにまとめること。
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）の付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報データベース等に含ませることとするもの。

※ 匿名加工情報の作成にあたっての一般的な加工手法を例示したもの。

出典：個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）

5. 匿名加工情報の作成及び提供時の公表方法（集計値の提供の際は不要）

法第 43 条第 3 項及び第 4 項、これに基づく個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインにおいて、匿名加工情報を作成及び第三者へ提供するときは、あらかじめインターネット等を利用して 2) の事項を公表するとともに、提供先に対して提供する情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならないとされている。これを踏まえて、以下の手順でホームページに掲載すること。

なお、提供先への明示は、提供先との覚書に記載する方法により行うものとする。

1) ホームページの掲載場所

支部においては、支部トップページのカテゴリに「個人情報保護」を追加し、その直下に「〇〇（案件名）」匿名加工情報の作成及び第三者への提供」というページを案件毎に作成すること。カテゴリの作成については、掲載希望日の 14 日前までに本部企画グループへ連絡、依頼すること。

2) ホームページの掲載内容

ホームページには、次の内容を記載すること。（図 2 ホームページ掲載例を参照）

- ・匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目
- ・匿名加工情報の提供方法

なお、項目及び加工方法が同一の匿名加工情報を、繰り返し第三者へ同じ方法で提供する場合は、提供期間又は継続的な提供を予定している旨を明記することで、その後の公表も先の公表により行われたものとする。

3) ホームページの掲載期間

ホームページには、匿名加工情報の第三者への提供前に十分な時間的余裕をもって掲載すること。掲載期間は、覚書の効力終了日又は提供先で匿名加工情報を廃棄した日のいずれか早い日までとすること。

図2 ホームページ掲載例

【タイトル】

「〇〇（案件名）」に係る匿名加工情報の作成及び第三者への提供について

作成日：令和〇年〇月〇日

【文章】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報を使用して匿名加工情報^(*)を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表することとされております。

このたび、全国健康保険協会 〇〇支部（以下「〇〇支部」という。）では、以下の通り匿名加工情報を作成し、第三者へ提供させていただきます。

提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

^(*) 匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

1. 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

令和〇年度に〇〇支部の被保険者の方が生活習慣病予防健診を受診された健診データのうち、以下項目

- ・ 〇〇（項目名）
- ・ 〇〇

令和〇年〇月に〇〇支部の加入者（被保険者・被扶養者）の方が受けられた医療に関するデータのうち、以下項目

- ・ 〇〇（項目名）
- ・ 〇〇

2. 匿名加工情報の提供方法

電磁記録媒体を提供先へ手渡し

〇〇支部では、従来より保健事業を推進してまいりましたが、今後もデータ分析及び他機関との連携を進め、加入者の皆さまの健康維持・増進のために事業を進めてまいります。

【問い合わせ先】

全国健康保険協会 〇〇支部 〇〇グループ TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

6. 匿名加工情報等を用いた分析成果

1) 分析成果の提供・公表

提供先が匿名加工情報等を用いて行った分析成果について、提供先から提供を受けること。また、提供先が分析成果を公表する際は、協会に対して事前に公表物を提供することとし、協会は「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」第12の2「研究の成果の公表に当たっての留意点」に準拠し、個人を特定する可能性がある情報が含まれていないことを十分確認すること。公表物には、データの提供元が協会であることを明記すること。

なお、協会がレセプト等データを用いて分析した成果を外部へ公表する際も、上記ガイドラインに準拠すること。

【匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン】

(厚生労働省作成 令和2年10月(令和4年4月改正))

第12の2 研究の成果の公表に当たっての留意点

(1) 最小集計単位の原則

- ① 原則として、公表される研究の成果物において患者等の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと(ただし患者等の数が「0」の場合を除く。)。また、集計単位が市区町村(政令指定都市の場合の行政区を含む。以下同じ。)の場合には、以下のとおりとする。
 - i) 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
 - ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、患者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
 - iii) 人口25,000人以上の市区町村では、患者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。
- ② 原則として、公表される研究の成果物において医療機関等又は保険者の属性情報による集計数が、3未満となる集計単位が含まれていないこと(ただし患者等の数が「0」の場合を除く。)。
- ③ 薬剤データの集計の場合
 - i) 当該情報に対応する患者数が10未満であることが明らかな場合、処方数等の集計単位は含まないこと。
 - ii) 当該情報に対応する患者数が不明な場合、内服・外用については、1,000未満になる集計単位を含まないこと。また注射薬については、400未満になる集計単位を含まないこと。
- ④ リハビリテーションの集計の場合
 - i) 当該情報に対応する患者数が10未満であることが明らかな場合、リハビリテーションに関する集計単位は含まないこと。
 - ii) 当該情報に対応する患者数が不明な場合、100未満になる集計単位を含まないこと。

(2) 年齢区分

原則として、公表される研究の成果物において年齢区分が、5歳毎にグルーピングして集計されていること。なお、100歳以上については、同一のグ

ループとすること。

ただし、15歳未満については、産業・職業等の情報はなく個人の特定に利用できる情報は限定されるため、研究の目的に応じ、各歳別を可能とする。

(3) 地域区分

- ① 原則として、特定健診等情報にかかる受診者の住所地については、公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。
- ② 医療機関等又は保険者の所在地の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。
- ③ ①又は②において市区町村で集計した場合は、保険者の特定を避けるため、保険者種別でのクロス集計を公表することは認めない。ただし、保険者の同意を得ている場合等はこの限りではない。

2) 本部報告

支部はデータの提供先から受領した成果物を本部に速やかに報告すること。

改定履歴

改定年月日	改定の主な内容・理由
平成29年12月27日	新規策定
令和4年4月26日	・データ提供先の追加 ・データ提供基準の明示 ・文言の整理等

別紙：

- 別紙 1. 匿名加工情報等の第三者提供確認書
- 別紙 2. 匿名加工情報等の取扱いに関する覚書（案）
 - 様式 1. データの取扱いに係る届出
- 別紙 3. 匿名加工情報等の受領書
- 別紙 4. 匿名加工情報等の利用期間延長依頼申出書
- 別紙 5. 匿名加工情報等のデータ措置報告書

参考：関連する法律、規程等

- 法律
 - 個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
- 基本方針
 - 個人情報保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）
- 政令
 - 個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号）
- 規則
 - 個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）
- ガイドライン・Q A 等
 - 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
 - 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
 - 「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A（Q & A の追加・更新（令和 3 年 6 月 30 日））
- 医療関連分野ガイダンス
 - 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日（令和 4 年 3 月改正））
- NDB ガイドライン
 - 匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン（令和 2 年 10 月（令和 4 年 4 月改正））
- 協会規程
 - 全国健康保険協会個人情報管理規程（平成 20 年規程第 31 号）